

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省29-30)

施策名	目標6-3 國際協調による取組							担当部局名	環境保健部環境安全課、環境保健部環境保健企画管理課 水銀対策推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 蘿口 博明 水銀対策推進室長 高橋 一彰	
施策の概要	POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)や、水銀に関する水俣条約などの化学物質関連条約について、関連する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。							政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進			
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、東アジア地域等を対象とした水銀対策などの化学物質対策に係る国際協力により、地球規模の環境汚染を防止する。							目標設定の考え方・根拠	POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約等の化学物質関連の各条約	政策評価実施予定期間	平成30年8月	
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度 1 (一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数)	— —	16物質 29年度	12 15	12 16	12 16	16 16	- -	- -	- -	・POPs条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査における当面の運用方針」に基づき設定した。		
測定指標	基準 基準年度	目標 目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積) 2	0 27年度	10 32年度	— —	— —	0 0	2 2	4 4	6 6	8 8	・水銀による環境リスクの低減のため、世界の水銀対策を推進するという施策目的を踏まえ、途上国側のニーズを踏まえて我が国の技術・知見が活用されたプロジェクトへの貢献で評価するもの。 ・平成26～28年度までに10ヶ国にて調査を実施してきたところ、それぞれの国が対象に含まれるプロジェクトを最低1つ形成・支援することを想定。1つのプロジェクトの形成に2年要すると仮定し、目標年度を設定した。		
測定指標	基準 基準年度	目標 目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む) 3	180 27年度	180 31年度	— 160	— 160	— 180	— 177	— —	— —	180 —	・化審法、化管法等においてリスクが懸念される物質について、GHSに基づく環境危険有害性の分類を着実に実施していくため、毎年度の分類物質数によってその進捗状況を把握する。特に、有害性情報の更新を踏まえた昨今の再分類の実施状況に鑑み、平成28年度より「再分類を含めた分類物質数」を新たな測定指標として設定している。		

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額 29年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度				
POPs(残留性有機汚染物 (1)質)条約対応関係事業 (平成13年度)	164 (151)	165 (158)	185 (173)	196	1	<達成手段の概要> POPs条約における新たな条約対象物質の追加等、条約の動向に対して我が国として適切に対応していくため、国内実施計画に基づき、環境中のPOPs残留状況を正確に把握していく。 <達成手段の目標(29年度)> 全国で採取した試料(水質・底質・大気・生物)中のPOPs条約対象物質及び候補物質16物質群を分析 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 得られたモニタリングデータは、POPs条約有効性評価のためのアジア太平洋地域モニタリング報告書として取りまとめ、POPs条約締約国会議に提出後、条約の有効性評価資料として使用される。	252	
(2)水銀に関する水俣条約実施推進事業	176 (166)	237 (216)	260 (243)	297	2	<達成手段の概要> 我が国の水銀対策技術シーズと途上国側のニーズのマッチング等を通じ、我が国の水銀対策技術の国際展開に係る調査・検討を行うと共に、途上国の水俣条約締結に向けた支援を行う。 <達成手段の目標(28年度)> 途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積) <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣条約の発効及び我が国の技術・知見の更なる普及を目指し、過去の調査における知見も活用しつつ、対象国の調査を実施する。また、過去実施したニーズ調査に基づき、外部資金を利用した案件化を図る。	254	
(3)国際分担金等経費	22 (22)	26 (26)	62 (26)	87	1	<達成手段の概要> POPs条約締約国が義務的に負担するPOPs条約拠出金を提出する。また、化学物質の評価手法等の国際標準等を開発しているOECD環境保健安全プログラムに対し分担金の提出を行う。さらに、水銀による環境リスクの低減を図るために、水俣条約事務局に対し、分担金及び専門家派遣費用の拠出を行う。 <達成手段の目標(27年度)> 適切な資金拠出の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> POPs、水銀による環境リスクの削減	251	
(4)化学物質国際対応政策強化事業費	16 (18)	22 (25)	19 (24)	24	3	<達成手段の概要> H24年度に策定されたSAICM国内実施計画の着実な進捗管理に向けた、進捗状況把握のための指標の検討を実施するとともに、国際機関等における議論へ発信し国際的なSAICMの取組の推進に資する。また、化学物質と環境に関する政策対話を実施し、多様な主体による化学物質の環境安全に係る政策決定プロセスへの参加と円滑な議論の推進を図る。 また、GHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)未分類の化学物質について分類を実施するとともに、分類済みの化学物質について、新たな知見や国際動向を踏まえつつ、分類結果の見直しを行い、結果を公表する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国の化学物質対策に係る国際協調の指標となるGHS分類については、本事業において着実に分類及び再分類を進める。	253	
施策の予算額・執行額	378 (357)	450 (425)	526 (466)	604	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)			